



三重県産業廃棄物の適正な処理の 推進に関する条例（産廃条例） の改正について

令和2年8月－9月

三重県環境生活部廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課

産廃条例制定の背景等

廃棄物処理法の累次の改正

三重県生活環境保全条例の制定

●産業廃棄物に関する課題

- ・後を絶たない産業廃棄物の不適正な処理
- ・処理施設周辺住民の不安感



●課題発生の原因

- ・各主体の責任が不明確
- ・行政指導の効果の限界
- ・産業廃棄物に関する情報の不透明性

課題等を解消するため、産廃条例を制定 (平成20年10月公布、平成21年4月施行)

- ・各主体の責任の明確化
- ・法に定められていない必要な措置の義務化
- ・産業廃棄物に関する情報の透明化

産業廃棄物の適正処理の推進

〈各主体の責務の明確化〉

- 県、事業者、産廃処理業者、土地所有者の責務を規定【第3条-6条】

PCB廃棄物の安易な紛失

⑧ PCBの適正管理

- 紛失・事故発生時の措置、届出等
- 届出内容の公表【第20条-22条】



PCB含有廃コンデンサ

排出事業者責任徹底のための情報提供

⑦ 行政処分等の公表

- 命令、許可の取消内容の公表【第19条】

⑥ 処理状況等の透明化

- 産廃処理業者の実績報告と公表【第18条】

産廃処理に対する住民の不安感



⑤ 処理施設の設置等に係る配慮等

- 産廃処理施設の設置等に係る計画段階からの地域住民との合意形成【第16条】

④ 土地所有者の義務

- 所有地の使用方法等の確認
不適正処理発生時の措置【第13条-15条】

管理が行き届いていない土地における不適正処理

排出事業者責任の徹底

① 処分委託する場合の確認

- 委託先の实地確認等と不適正処理を知ったときの報告【第7条】

保管と称した産廃の放置

② 保管場所に係る届出

- 産廃の発生場所以外での保管場所の届出【第8条】



県外産廃の搬入に対する住民の不安

③ 県内搬入に係る届出

- 県内へ産廃を搬入するときの届出
- 指定特管産廃の県内搬入に係る公表【第9条-12条】



産廃条例改正の経緯等

○平成31年1月 産廃条例の改正のあり方について、三重県環境審議会に諮問

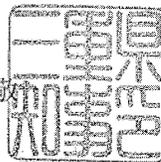
環生第18-254号

三重県環境審議会

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）を改正するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年1月30日

三重県知事 鈴木英敬



諮問理由

本県では、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）」（以下「条例」という。）を制定し、平成21年4月から施行しています。

条例では、排出事業者責任の徹底、土地所有者等の責務、産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮、産業廃棄物処理状況の透明化など、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ってきました。

条例の施行開始後10年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題等に対応するため、条例を改正する必要があることから、その改正のあり方について貴審議会に意見を求めるものです。

○令和2年1月 産廃条例の改正のあり方について、三重県環境審議会から答申

○令和2年3月 改正条例 議決、公布

○令和2年7月 改正条例施行規則 公布

令和2年10月 完全施行

主な改正事項

主な改正事項

1. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

- (1) 処分を委託する場合の確認（改正条例 第7条関係）
- (2) 県内搬入に係る届出等（改正条例 第9条～12条関係）

2. 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

- (1) 元請業者の義務（新規、改正条例 第13条第1項～3項、第14条）
- (2) 発注者の役割（新規、改正条例 第13条第4項、5項）

3. 土地所有者等への指導規定の追加

- (1) 土地所有者等への指導（新規、改正条例 第18条関係）

4. 産業廃棄物処理施設を設置する際の関係住民等との合意形成手続の見直し

- (1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（改正条例 第19条～34条関係）

主な改正事項

主な改正事項

1. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

- (1) 処分を委託する場合の確認（改正条例 第7条関係）
- (2) 県内搬入に係る届出等（改正条例 第9条～12条関係）

2. 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

- (1) 元請業者の義務（新規、改正条例 第13条第1項～3項、第14条）
- (2) 発注者の役割（新規、改正条例 第13条第4項、5項）

3. 土地所有者等への指導規定の追加

- (1) 土地所有者等への指導（新規、改正条例 第18条関係）

4. 産業廃棄物処理施設を設置する際の関係住民等との合意形成手続の見直し

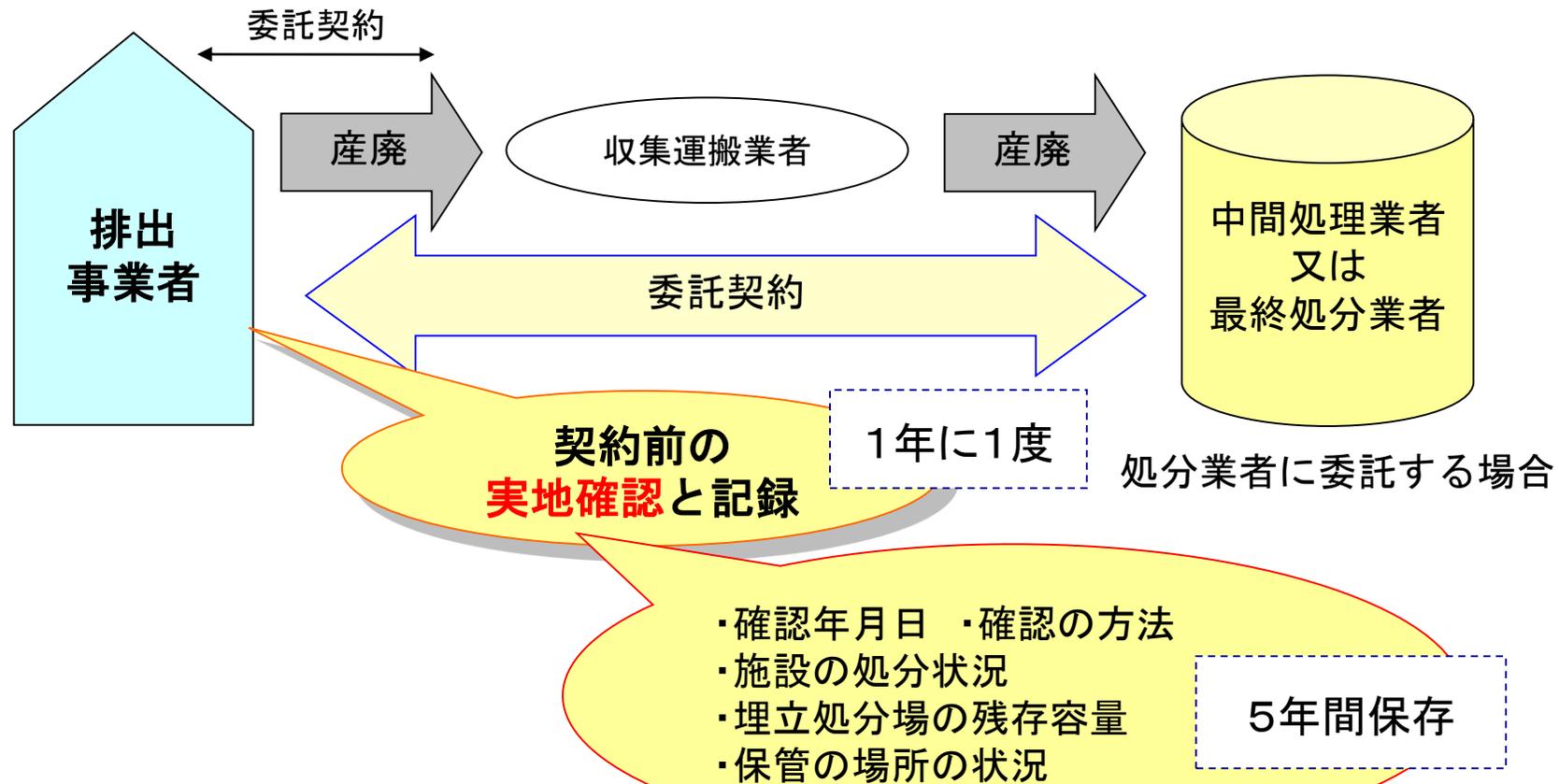
- (1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（改正条例 第19条～34条関係）

1. 規制の合理化 | 規定の概要（改正前条例第7条関係）

第7条（処分を委託する場合の確認等）

産業廃棄物の処分を委託する場合、委託先が処分するための能力を現に有していることを確認してください。

⇒ **規制の合理化**

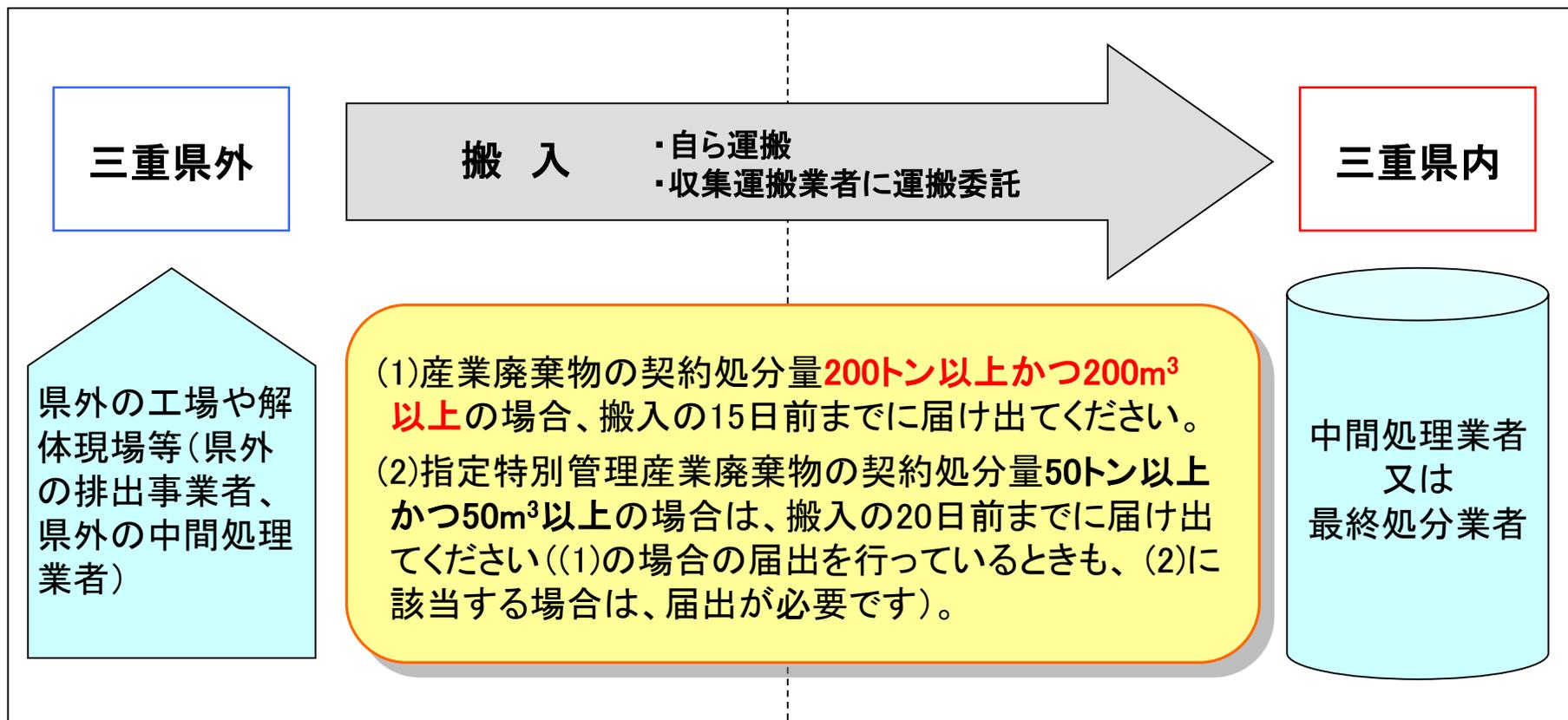


1. 規制の合理化 | 規定の概要（改正前条例第9条～12条関係）

第9条～第12条（県内搬入に係る届出等）

三重県内に産業廃棄物を搬入して処分しようとする場合は、事前に搬入の内容を届け出てください。

⇒ **規制の合理化**



1. 規制の合理化 | 優良認定制度の概要等

優良認定制度

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した産廃処理業者を「優良認定処理業者」として認定**する制度が創設された。

【優良基準の概要】

- ①**遵法性**：従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分を受けていないこと。
- ②**事業の透明性**：産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。
- ③**環境配慮の取組**：ISO14001やエコアクション21等の認証を取得していること。
- ④**電子マニフェスト**：電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- ⑤**財務体質の健全性**：直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

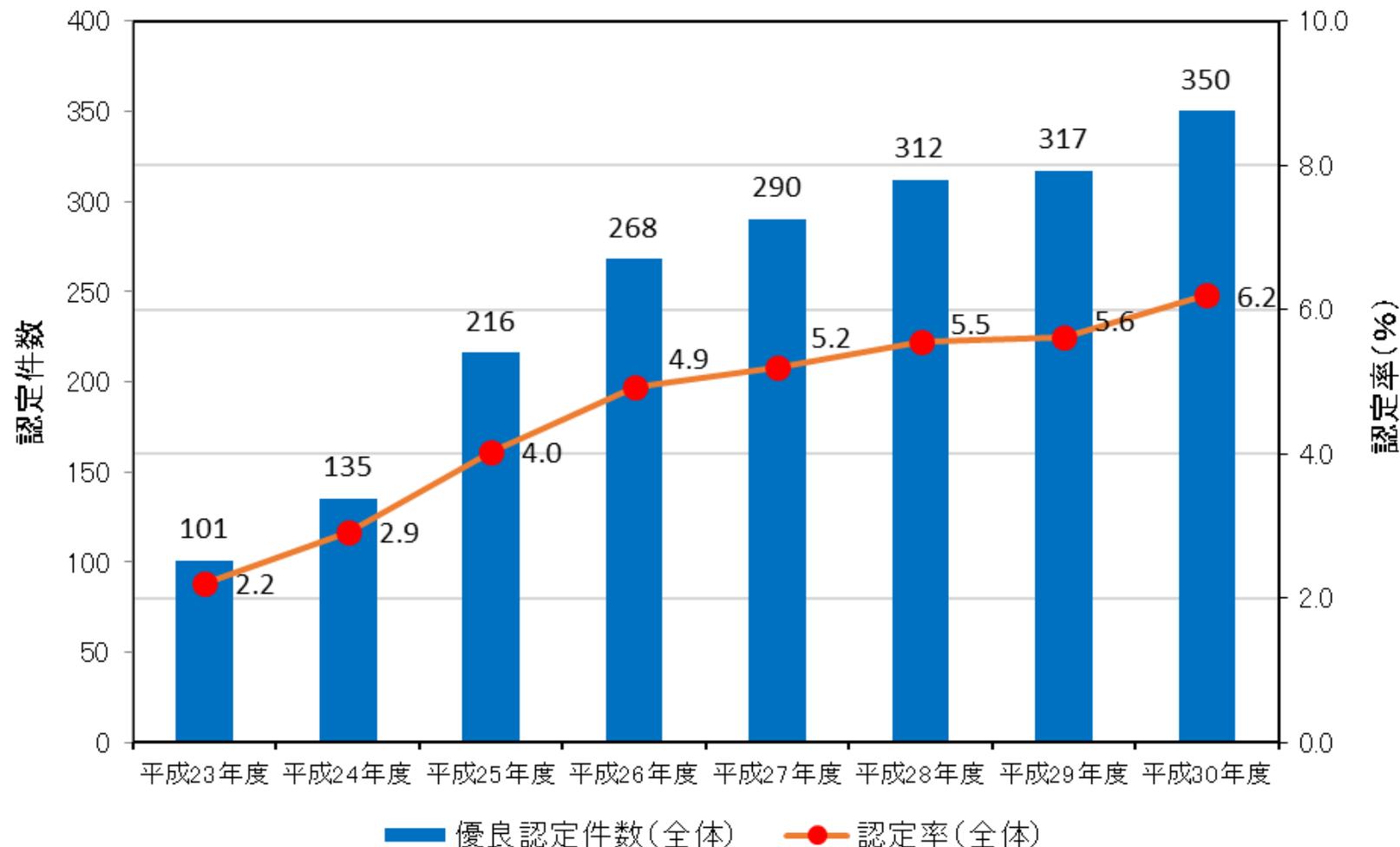
処理状況に関する確認の努力義務

平成22年の廃棄物処理法の改正により、**排出事業者に対して**、産業廃棄物の処理を委託する場合において**処理の状況に関する確認を行う努力義務規定**が定められた。

排出事業者が委託先において産業廃棄物の処理が適正に行われていることを**確認する方法**として、国は**実地確認による方法のほか、優良認定処理業者等が公表している産業廃棄物の処理状況や処理施設の維持管理の状況等に関する情報により間接的に確認する方法**を示している。

1. 規制の合理化 | 三重県における優良認定件数等の状況

優良認定件数等の推移



【他都道府県との比較（平成30年度末時点）】

優良認定件数：6番目、認定率：10番目（47都道府県のうち、上から数えた順位）

1. 規制の合理化 | 改正の概要

1 処分を委託する場合の確認（改正条例 第7条関係）

「**優良認定処理業者**（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、条例第7条第1項で規定している処分を委託する場合の確認（委託先が処分するための能力を現に有していることの確認）に関して、条例施行規則第3条第1項で定めている実地確認以外での間接的な方法による確認を可能とした。

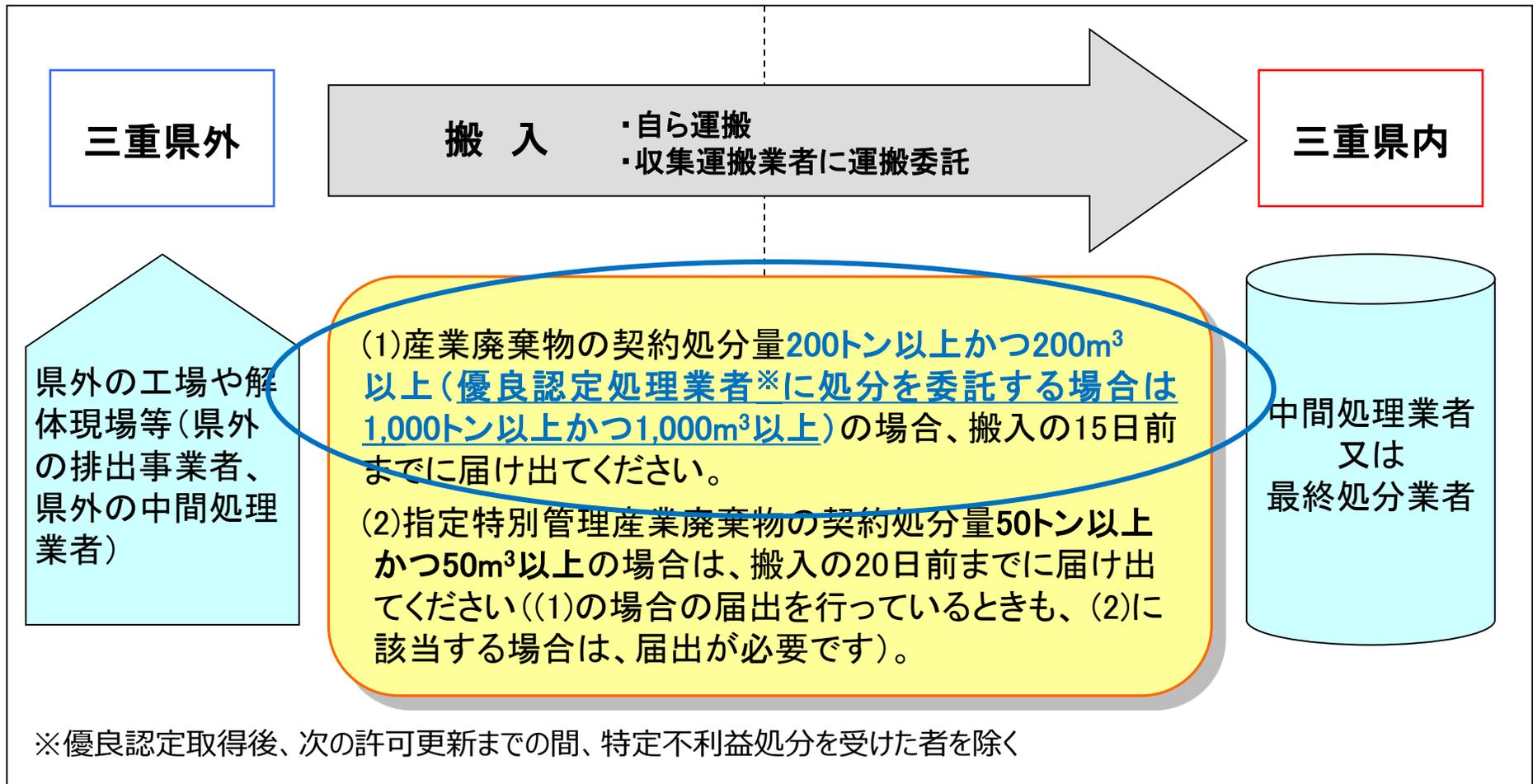
2 県内搬入に係る届出等（改正条例 第9条～12条関係）

「**優良認定処理業者**（優良認定取得後、次の許可更新までの間、特定不利益処分を受けた者を除く）」への処分の委託については、条例第9条第1項で規定している産業廃棄物の県内搬入に係る届出に関して、同項ただし書きで規定している届出を不要とする産業廃棄物の数量を「200 t 未滿又は200m³未滿」から「1,000 t 未滿又は1,000m³未滿」とした。

1. 規制の合理化 | 改正後の概要（改正条例第9条～12条関係）

第9条～第12条（県内搬入に係る届出等）

三重県内に産業廃棄物を搬入して処分しようとする場合は、事前に搬入の内容を届け出てください。



1. 規制の合理化 | 改正条例の内容 (1)

条例抜粋

(処分を委託する場合の確認等)

第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。

規則抜粋

(確認及び記録事項等)

第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。

- 一 自ら実地に調査し、及び確認すること。
- 二 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。
- 三 条例第九条第一項第二号の優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること。

1. 規制の合理化 | 改正条例の内容 (2)

条例抜粋

(県内搬入に係る届出)

第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者（県外排出事業者）は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合（次号に掲げる場合を除く。）
- 二 県外排出事業者が一の優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条の十一第二号又は同令第六条の十四第二号に掲げる者であって、その許可の有効期間（法第十四条第八項又は法第十四条の四第八項の許可の有効期間をいう。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受けていない者に限る。）に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が千トン未満又は千立方メートル未満の場合

主な改正事項

主な改正事項

1. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

- (1) 処分を委託する場合の確認（改正条例 第7条関係）
- (2) 県内搬入に係る届出等（改正条例 第9条～12条関係）

2. 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

- (1) 元請業者の義務（新規、改正条例 第13条第1項～3項、第14条）
- (2) 発注者の役割（新規、改正条例 第13条第4項、5項）

3. 土地所有者等への指導規定の追加

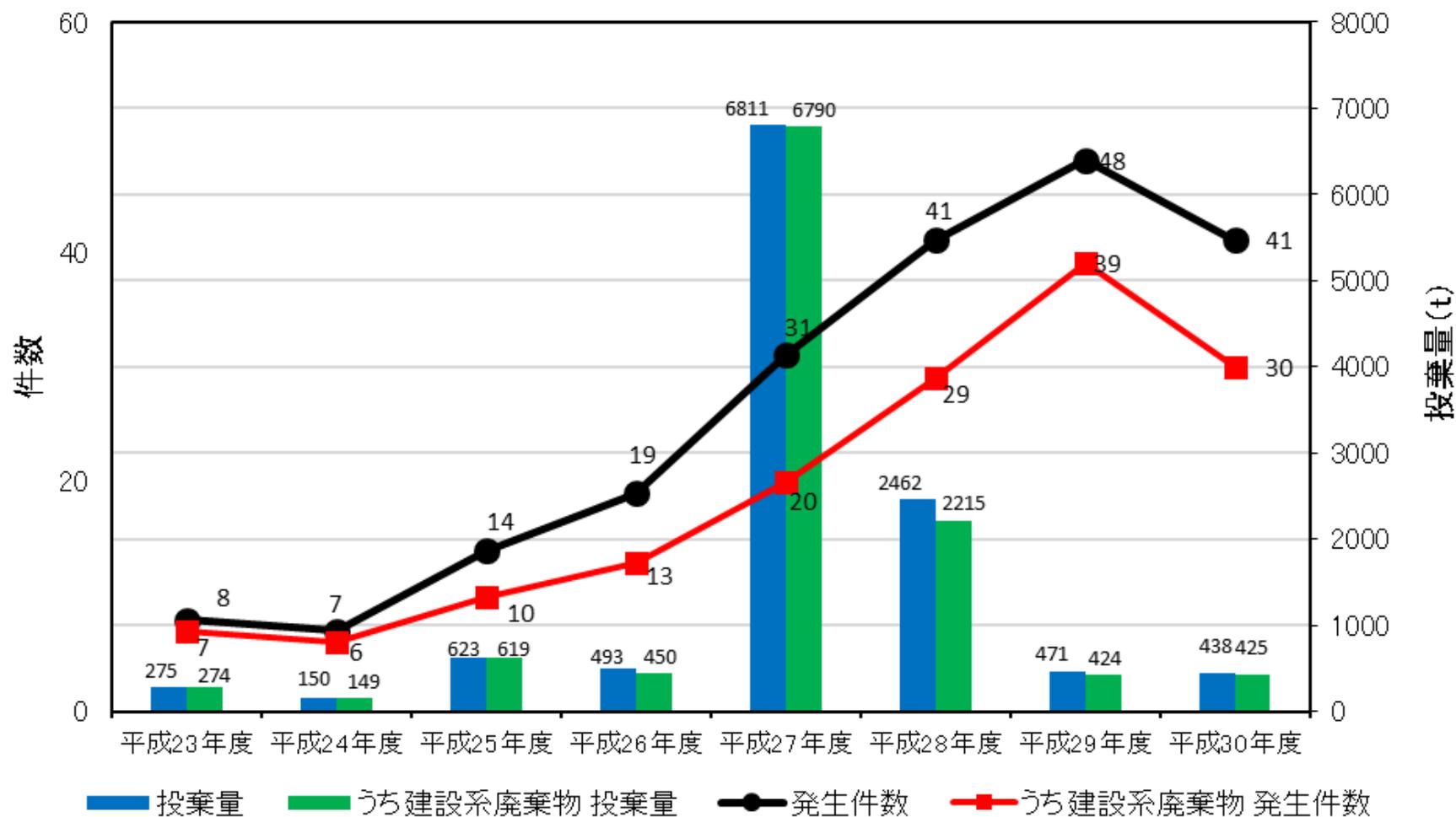
- (1) 土地所有者等への指導（新規、改正条例 第18条関係）

4. 産業廃棄物処理施設を設置する際の関係住民等との合意形成手続の見直し

- (1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（改正条例 第19条～34条関係）

2. 元請業者の責務等の追加 | 三重県における不法投棄事案の推移

不法投棄事案の推移



不法投棄の発生件数は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、発生件数では7割、発生量では9割を超える

2. 元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (1)

1 解体工事の元請業者の義務 (新規)

(1) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等 (改正条例第13条第1項~第3項)

解体工事の元請業者に対して、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を発注者に書面で説明及び報告をすること及び交付した書面の写しを保存すること (5年間) を義務付け

(2) 対象となる解体工事

解体工事のうち、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事 (建物の解体：延床面積80m²以上、工作物の解体：請負金額500万円以上)

※上記規模未満の解体工事については努力義務

(3) 発注者への説明内容等

＜工事開始前＞

方法：解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの「発生見込量」、「予定処分先」、「予定処分方法」及び「処理費用」を記載した書面を交付し、説明を行う。

期日：工事を開始する日まで

＜工事完了後＞

方法：適正に処理した旨の書面を交付するとともに、「①産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し」、「②電子マニフェスト」のいずれかを提示し、報告を行う。元請業者自らが処分を行った場合は「③マニフェストと同等の内容が記載された書面」を交付し、報告を行う。

期日：①②の場合は、産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から15日以内。③の場合は、最終処分が完了した日から15日以内。

2. 元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (2)

2 勧告及び公表 (新規、改正条例第14条)

元請業者が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明等をした場合、又は交付した書面の写しを保存しなかった場合の勧告規定及び勧告を受けた者が正当な理由なく引き続き条例の義務を果たさない場合の公表規定を設けた。

3 発注者の役割 (新規)

(1) 適正処理の確認 (改正条例第13条第4項)

解体工事の発注者に対して、元請業者から説明等を受けることにより当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めることとする規定を定めた。

(2) 不適正な処理が行われた場合の措置 (改正条例第13条第5項)

解体工事の発注者が、当該解体工事に伴い生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに県に通報するよう努めることとする規定を定めた。

4 経過措置 (改正条例附則第2項)

「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等 (第13条及び第14条)」の規定は、改正条例の施行の日 (令和2年10月1日) より前に締結された契約に係る解体工事については適用されません。

2. 元請業者の責務等の追加 | 改正条例の内容 (1)

条例抜粋

(解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等)

第十三条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第三項第一号の解体工事であって、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。）の元請業者（同法第二条第十項の元請業者をいう。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第二条第十項の発注者をいう。）に対し、規則で定めるところにより、当該対象解体工事を開始する日までに、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前二項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならない。

2. 元請業者の責務等の追加 | 改正条例の内容（2）

条例抜粋

（解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等）

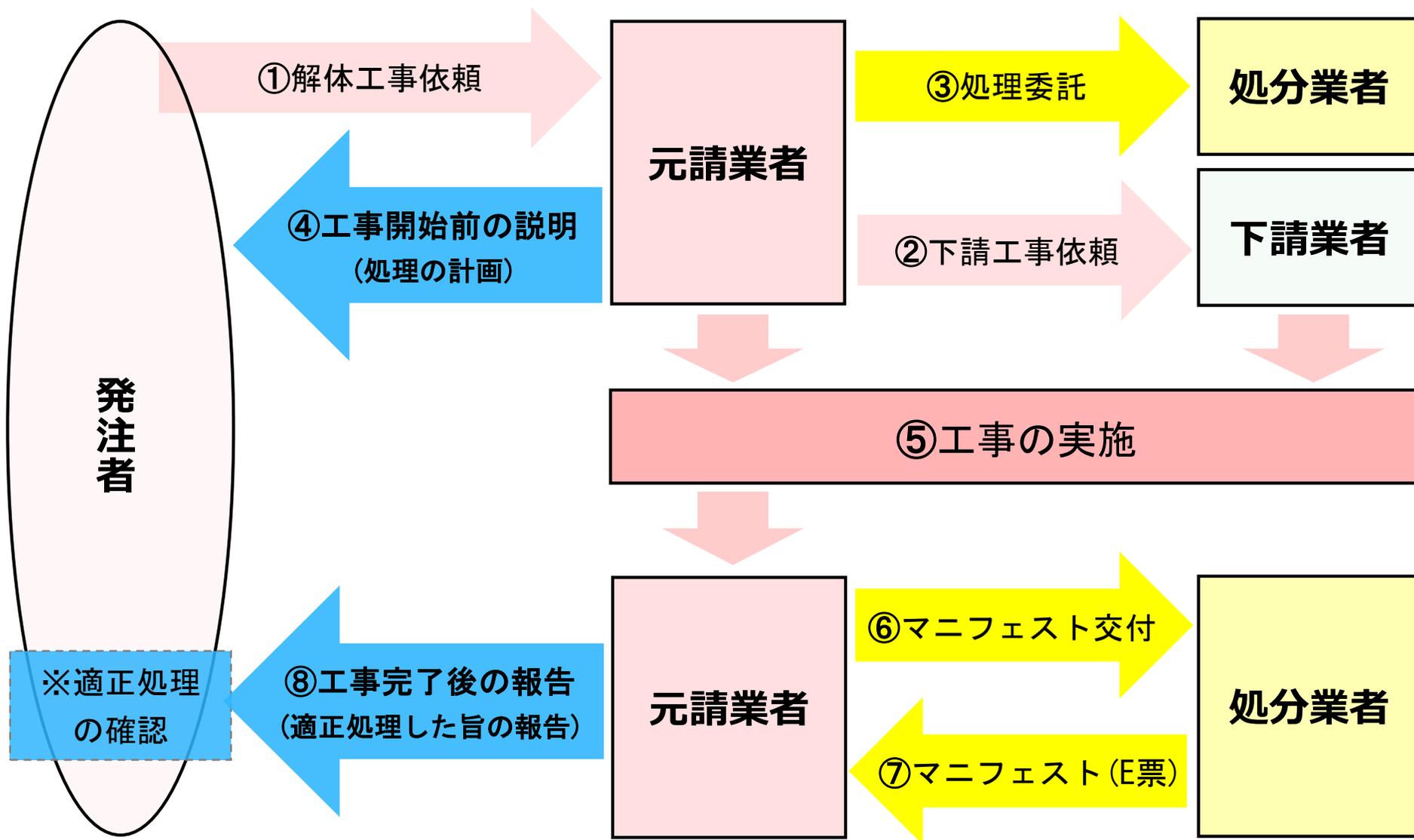
- 4 解体工事の発注者は、前三項の規定による元請業者からの説明及び報告のあったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。
- 5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかにその旨を知事に通報するよう努めるものとする。

附則抜粋

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に締結された契約に係る解体工事については、この条例による改正後の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

2. 元請業者の責務等の追加 | フロー図 (イメージ)



※発注者が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努める。

2. 元請業者の責務等の追加 | 工事開始前の説明に係る参考様式

参考様式（第13条関係）

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する説明書

令和〇年 〇月 〇日

発注者 あて

交付者 住所
氏名
(法人にあっては、名称、代表者の氏名)
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第1項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物の処理について次のとおり説明します。

対象解体工事の名称		〇〇邸解体工事		対象解体工事の場所		津市〇〇番地	
産業廃棄物の種類ごとの発生量等							
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行う事業者	処分の場所	処分方法	処理に要する費用の額	
1	木くず	〇〇t	(株)〇〇興業	松阪市〇〇-〇〇	破砕	〇〇万円	
2	がれき類(コンクリートくず)	△△t	自社	津市△△番地	破砕	△△万円	
3	ガラスくず等(瓦)	□□t	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破砕	□□万円	
4	ガラスくず等(石膏ボード)	××t	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破砕	××万円	
5	紙くず	◎◎t	自社	津市△△番地	焼却	◎◎万円	
6	燃え殻(番号5の自社焼却物)	▲t	▲▲(株)	名張市▲▲	管理型埋立	▲▲万円	
※実際に処理する産業廃棄物の種類を全て記載してください							

2. 元請業者の責務等の追加 | 工事開始前の説明に係る参考様式

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名

確認年月日	発注者の署名又は記名押印	
令和〇年 〇月 〇日	<table border="1"><tr><td>印</td></tr></table>	印
印		

(規格A4版)

備考

- 1 「産業廃棄物の種類ごとの発生量等」は、実際に処理する産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- 2 「処理に要する費用の額」の欄は、処分費用と収集運搬費用の合計額を記載して下さい。
- 3 交付者は、本説明書について、説明を行った日から5年間保存してください。

2. 元請業者の責務等の追加 | 工事完了後の報告に係る参考様式

参考様式（第13条関係）

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する報告書

令和〇年 〇月 〇日

発注者 あて

住所
氏名
交付者 (法人にあっては、名称、代表者の氏名)
電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第2項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物を適正に処理した旨を次のとおり報告します。

対象解体工事の名称	〇〇邸解体工事	対象解体工事の場所	津市〇〇番地
産業廃棄物の適正な処理に関する報告の方法（規則第14条第2項）		※該当するものすべてについて、○で囲うこと	
第1号 最終処分終了の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の写しの提示及び別紙1による方法			
第2号 最終処分終了の情報処理センターからの通知（電子マニフェスト）の提示及び別紙1による方法			
第3号 当該解体工事に伴う産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合、別紙1による方法			

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名

確認年月日	発注者の署名又は記名押印
令和〇年〇月〇日	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>

2. 元請業者の責務等の追加 | 工事完了後の報告に係る参考様式

別紙 I

産業廃棄物の種類ごとの処分量等

番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行った事業者	処分の場所	処分方法	最終処分終了年月日
1	木くず	〇〇t	(株)〇〇興業	松阪市〇〇-〇〇	破碎	令和〇年〇月〇日～〇日
2	がれき類（コンクリートくず）	△△t	自社	津市△△番地	破碎	令和〇年〇月〇日～〇日
3	ガラスくず等（瓦）	□□t	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破碎	令和〇年〇月〇日
4	ガラスくず等（石膏ボード）	××t	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破碎	令和〇年〇月〇日
5	紙くず	◎◎t	自社	津市△△番地	焼却	番号6のとおり
6	燃え殻（番号5の自社焼却物）	▲t	▲▲(株)	名張市▲▲	管理型埋立	令和〇年〇月〇日
※実際に処分した産業廃棄物の種類を全て記載してください						

(規格A4版)

- 「産業廃棄物の種類ごとの処分量等」は、実際に処分した産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- 最終処分終了年月日欄は、最終処分が複数日にわたる場合は、複数日記載してください。
- 交付者は、本報告書について、報告を行った日から5年間保存してください。

主な改正事項

主な改正事項

1. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

- (1) 処分を委託する場合の確認（改正条例 第7条関係）
- (2) 県内搬入に係る届出等（改正条例 第9条～12条関係）

2. 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

- (1) 元請業者の義務（新規、改正条例 第13条第1項～3項、第14条）
- (2) 発注者の役割（新規、改正条例 第13条第4項、5項）

3. 土地所有者等への指導規定の追加

- (1) 土地所有者等への指導（新規、改正条例 第18条関係）

4. 産業廃棄物処理施設を設置する際の関係住民等との合意形成手続の見直し

- (1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（改正条例 第19条～34条関係）

3. 土地所有者等への指導 | 規定の概要（改正前条例第6条、第13条～14条）

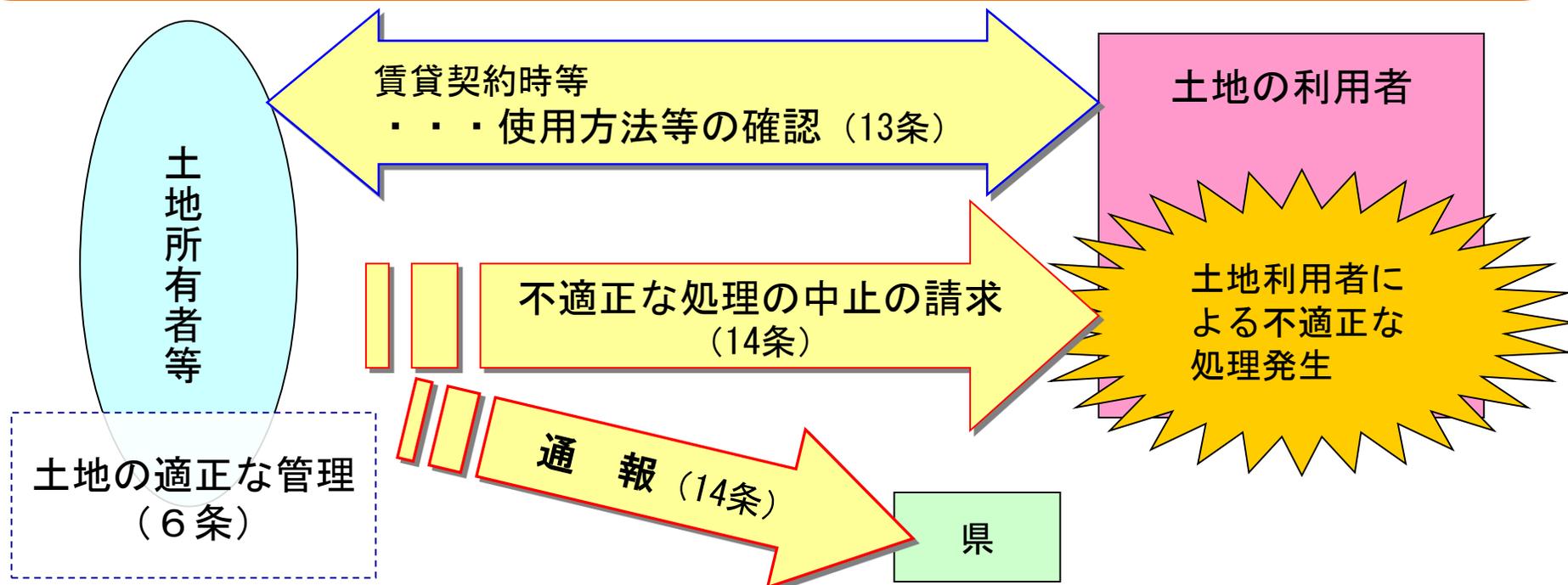
第6条（土地所有者等の責務）

産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、土地の適正な管理に努めてください。

第13条～第14条（所有地等の使用方法等の確認ほか）

- ・ 所有地等を他者に使用等させる場合は、使用方法を確認するとともに、使用状況を確認するよう努めてください。
- ・ 借地人等により不適正な処理が行われたことを知ったときは、借地人等に対し中止を請求するよう努めるとともに、県に通報してください。

⇒ **規定を追加**



3. 土地所有者等への指導 | 改正の概要



建設系廃棄物の不法投棄



投棄が拡大（拡大量：約20m³）



土地所有者等への指導 (新規、改正条例第18条)

県は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その**拡大や悪化のおそれがあると認めるとき**は、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の**拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導**することができる規定を追加。

更なる拡大を防止するため、土地所有者に**囲いの設置を依頼**。

囲い設置以降、新たな投棄は確認されていない。

条例抜粋

(土地所有者等への指導)

第十八条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

主な改正事項

主な改正事項

1. 優良認定処理業者への産業廃棄物の処分の委託時における規制の合理化

- (1) 処分を委託する場合の確認（改正条例 第7条関係）
- (2) 県内搬入に係る届出等（改正条例 第9条～12条関係）

2. 建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の責務等の追加

- (1) 元請業者の義務（新規、改正条例 第13条第1項～3項、第14条）
- (2) 発注者の役割（新規、改正条例 第13条第4項、5項）

3. 土地所有者等への指導規定の追加

- (1) 土地所有者等への指導（新規、改正条例 第18条関係）

4. 産業廃棄物処理施設を設置する際の関係住民等との合意形成手続の見直し

- (1) 産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等（改正条例 第19条～34条関係）

4. 合意形成手続の見直し | 規定の概要（改正前条例16条関係）

第16条（産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等）

産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、産廃処理指導要綱に基づき、同意書取得や事前協議等の手続きを行ってください。

⇒ **規定を見直し**

改正前の産廃条例第16条及び産廃処理指導要綱に基づく主な手続フロー

事業計画書概要の策定

事業周知計画書作成

○事業計画者と県による事前調整

- ・周知内容と周知方法について県に提出。
- ・周知方法及び周知に用いる資料については、事業計画者の意向に委ねている。

事業計画者による周知の実施

（事業計画者が周知実施結果報告を県へ提出）

○事業計画者と周辺住民等による合意形成

- ・事業計画者は、同意取得の前に、周辺住民等に対し、周知計画書に基づき事業内容を周知。
- ・周知実施結果報告書に基づき、周知が十分でない場合は、県が再度の周知を指導。
- ・事業計画者が周辺住民等への個別説明等により、同意書を取得。

事業計画者による同意書取得

事業計画書作成

事業計画者と行政機関による事前協議会

○事業計画者と県による協議

- ・事業計画者が同意取得後に作成した事業計画書に基づき関係行政機関と協議。

合意形成手続終了

合意形成手続の見直し（改正条例 第19条～34条関係）

（1）合意形成手続の概要（改正条例 第20条～25条関係）

事業計画者と関係住民等との新たな合意形成手続として、①事業計画書の公告縦覧、②住民説明会の開催、③住民による意見書の提出、④事業計画者による見解書の作成及び公告縦覧といった一連の手続を規定。

（2）事業計画への関係住民等の意見の反映等（改正条例 第26条）

事業計画者は、上記手続を適切に実施し、関係住民等の意見に配慮した事業計画を策定のうえ、県に対して手続の終了について報告することを規定。

（3）合意形成の成否の判断（改正条例 第28条）

県は、所定の手続が適切に実施され、関係住民等の意見に十分配慮された事業計画となっているかを確認した上で合意形成の成否を判断することを規定。

（4）合意形成手続を実施しない者への対応（改正条例 第31条～32条）

合意形成手続を実施しない者への勧告規定及び勧告を受けた者が正当な理由なく、必要となる手続を適切に実施しない場合の公表規定を設けたほか、条例義務を果たさないという事実を廃棄物処理法に基づく許可申請に対する許可又は不許可の判断要素の1つとすることを定めた。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (1)

条例抜粋

(産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等)

第十九条 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者（事業計画者）は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理に当たり関係地域の生活環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

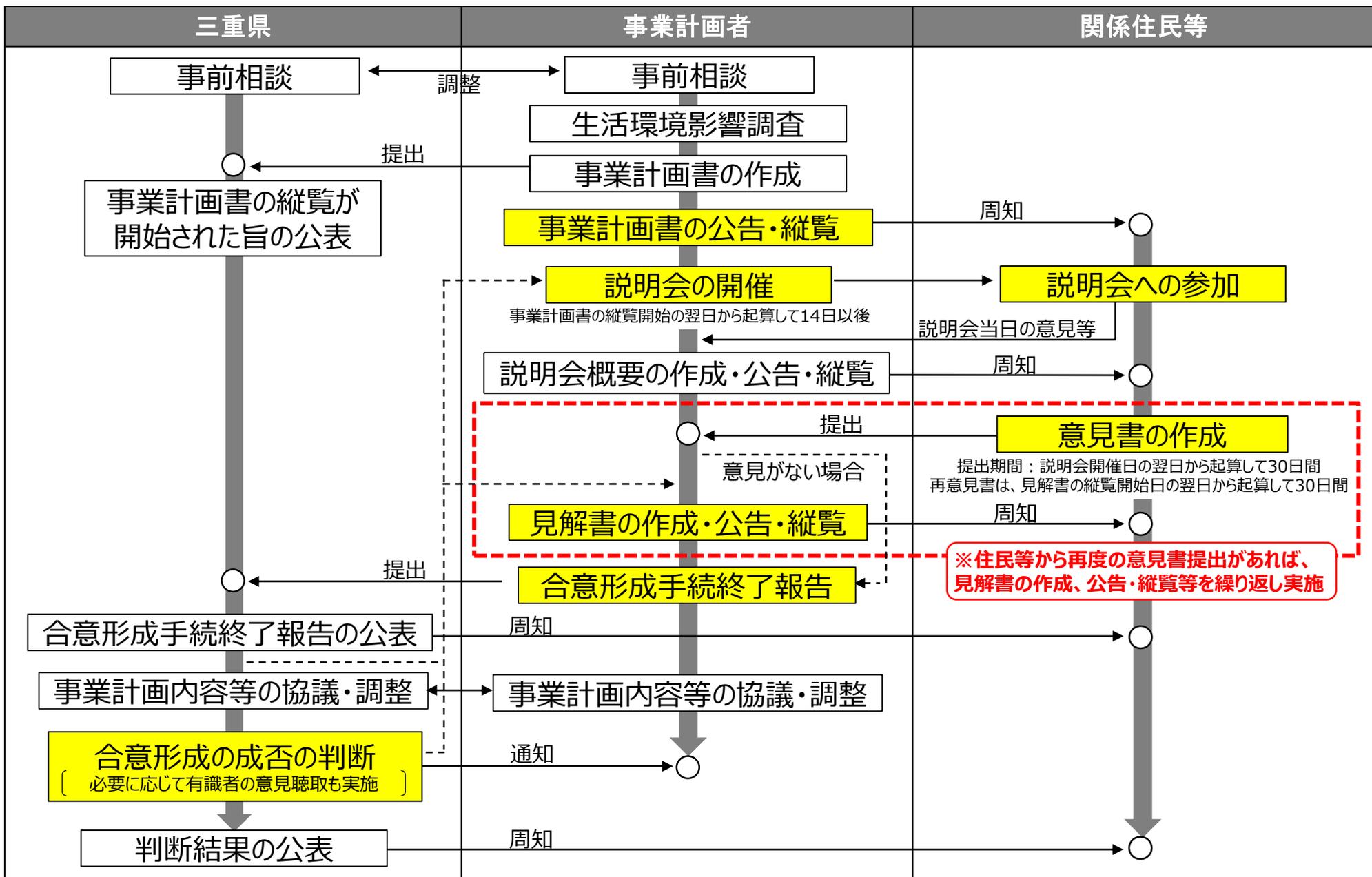
(合意形成手続)

第二十条 事業計画者は、次の各号に規定する場合は、あらかじめ、この節の規定による手続（合意形成手続）を実施し、第二十八条第一項の規定による通知を受けておかなければならない。

【解説】

- ☑ 産業廃棄物処分業の用に供する処理施設、産業廃棄物収集運搬業の用に供する積替保管施設を設置等する場合は、廃棄物処理法に基づく申請や処理施設の設置等の前に合意形成手続を実施し、県から手続終了の通知を受ける必要があります。
- ☑ 合意形成を図る関係住民等（改正条例 第2条第2項第8号及び第9号）
 - ・ 事業計画地の隣接地（計画地の敷地境界からおおむね20m以内）の土地所有者等
 - ・ 事業計画地の敷地境界から一定範囲内の居住者等（設置する施設の種類に応じて、その範囲はおおむね100mから1,000mの間で変動）
 - ・ 放流水がある場合には、放流地点から下流方向へおおむね1,000m以内の河川等の水利権者等

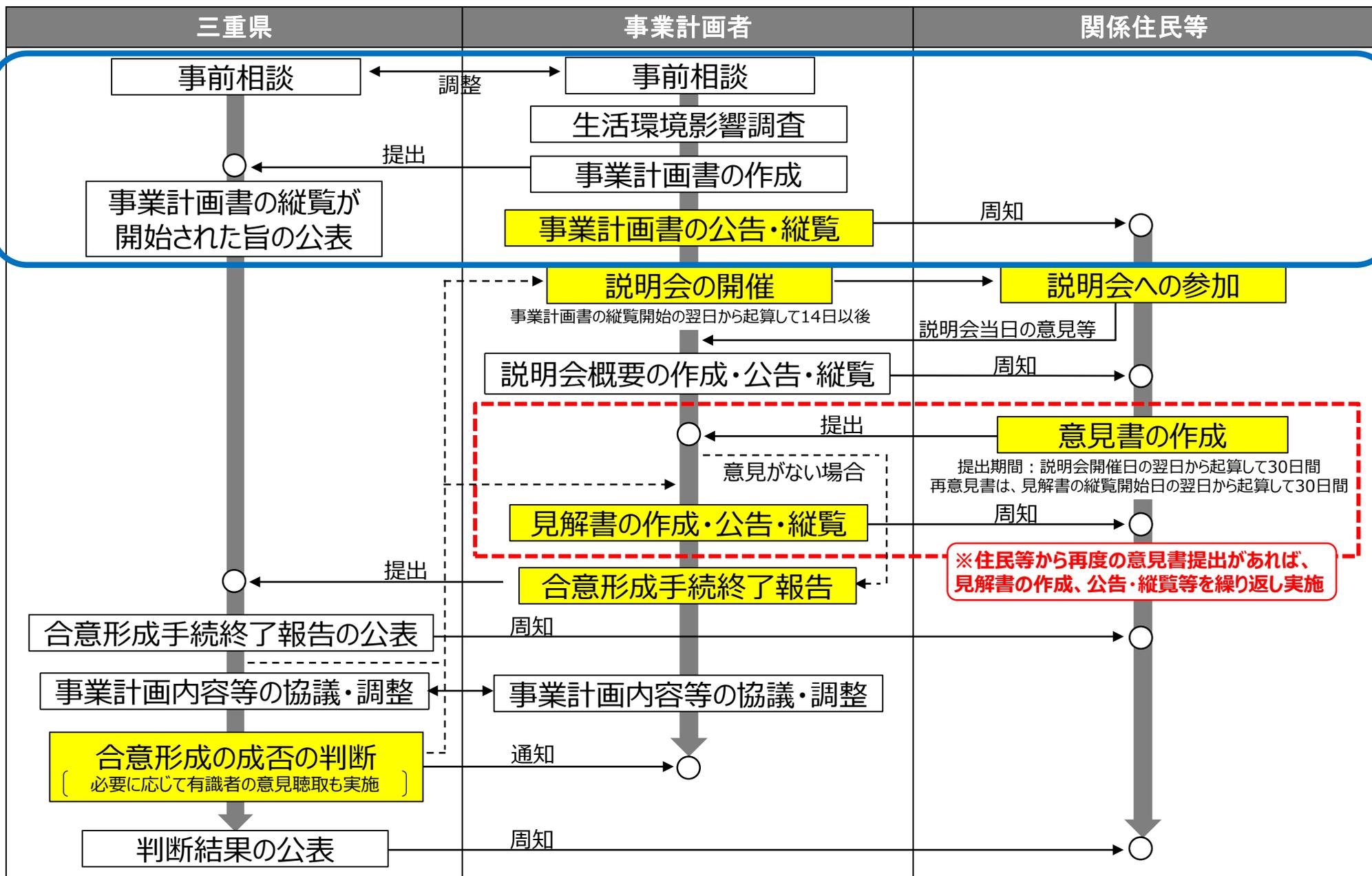
4. 合意形成手続の見直し | 改正条例に基づく主な手続フロー



※上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

黄色背景：主要な手続き

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例に基づく主な手続フロー



※上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

黄色背景：主要な手続き

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (2)

条例抜粋

(事業計画書の提出)

第二十一条 事業計画者は、合意形成手続を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面（事業計画書）を知事に提出しなければならない。

一～八 (略)

九 事業計画を関係住民等に周知するための説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法

十 (略)

2 事業計画書には、当該産業廃棄物の処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（生活環境影響調査結果書）を添付しなければならない。

【解説】

- ☑ 事業計画者は、生活環境影響調査を実施の上、事業計画書を作成し、県へ提出する必要があります。
- ☑ 事業計画書には「説明会の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法」を記載する必要があります。合意形成手続を進めていくうえで事業計画者は、関係住民等に分かりやすい事業計画書を作成するだけでなく、事業計画が関係住民等に十分周知されるよう配慮する必要があるため、地域の実情に応じて適切な方法を検討のうえ、記載してください。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (3)

条例抜粋

(事業計画書の公告及び縦覧)

第二十二條 事業計画者は、事業計画書の提出を行った後、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事業計画書の写しを第二十八條第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

規則抜粋

(事業計画書の縦覧に供する場所)

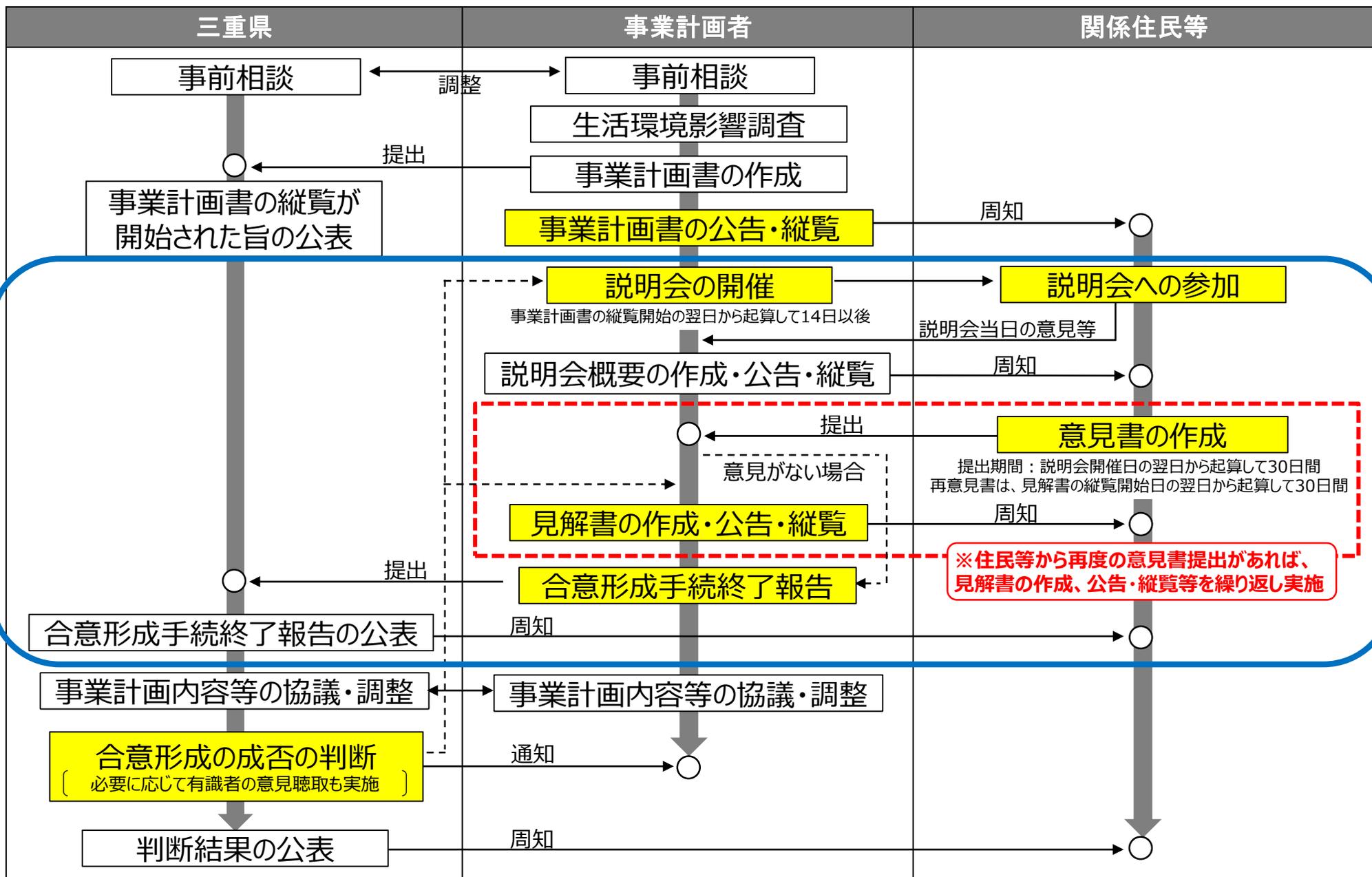
第十七條 (略)

2 事業計画者は、前項のいずれかの場所で縦覧に供するほか、事業計画書の写し及び事業計画の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

【解説】

- ☑ 事業計画者は、県に事業計画書を提出した後、その旨等を公告し、事業計画書の写しを手続終了までの間、縦覧に供するほか、インターネットの利用により公表する必要があります。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例に基づく主な手続フロー



※上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

■：主要な手続き

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (4)

条例抜粋

(説明会の開催等)

第二十三条 事業計画者は、前条第一項の縦覧を開始した日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、その関係地域の属する市町内において、説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による説明会の開催後、規則で定めるところにより、その説明会の実施状況の概要を作成し、速やかに公告するとともに縦覧に供しなければならない。

(事業計画書についての意見書の提出)

第二十四条 関係住民等は、第二十二条第一項の規定により事業計画者が事業計画書の公告を開始したときは、説明会（複数あるときは、その最後のもの）を開催した日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる。

【解説】

- ☑ 事業計画者は、関係地域の属する市町内において説明会を開催する必要があります。また、説明会の開催後、その説明会の実施状況の概要を速やかに公告し、縦覧に供するほか、インターネットの利用により公表する必要があります。
- ☑ 関係住民等は、説明会開催日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画者に対し、生活環境保全上の見地からの意見を記載した意見書を提出することができます。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (5)

条例抜粋

(見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出)

第二十五条 事業計画者は、前条の意見書又は次項の再意見書の提出があったときは、当該意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面（見解書）を作成し、規則で定めるところにより公告するとともに、第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

2 関係住民等は、前項の規定により事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、縦覧の開始の日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、当該見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した再意見書を事業計画者に提出することができる。

(合意形成手続終了の報告)

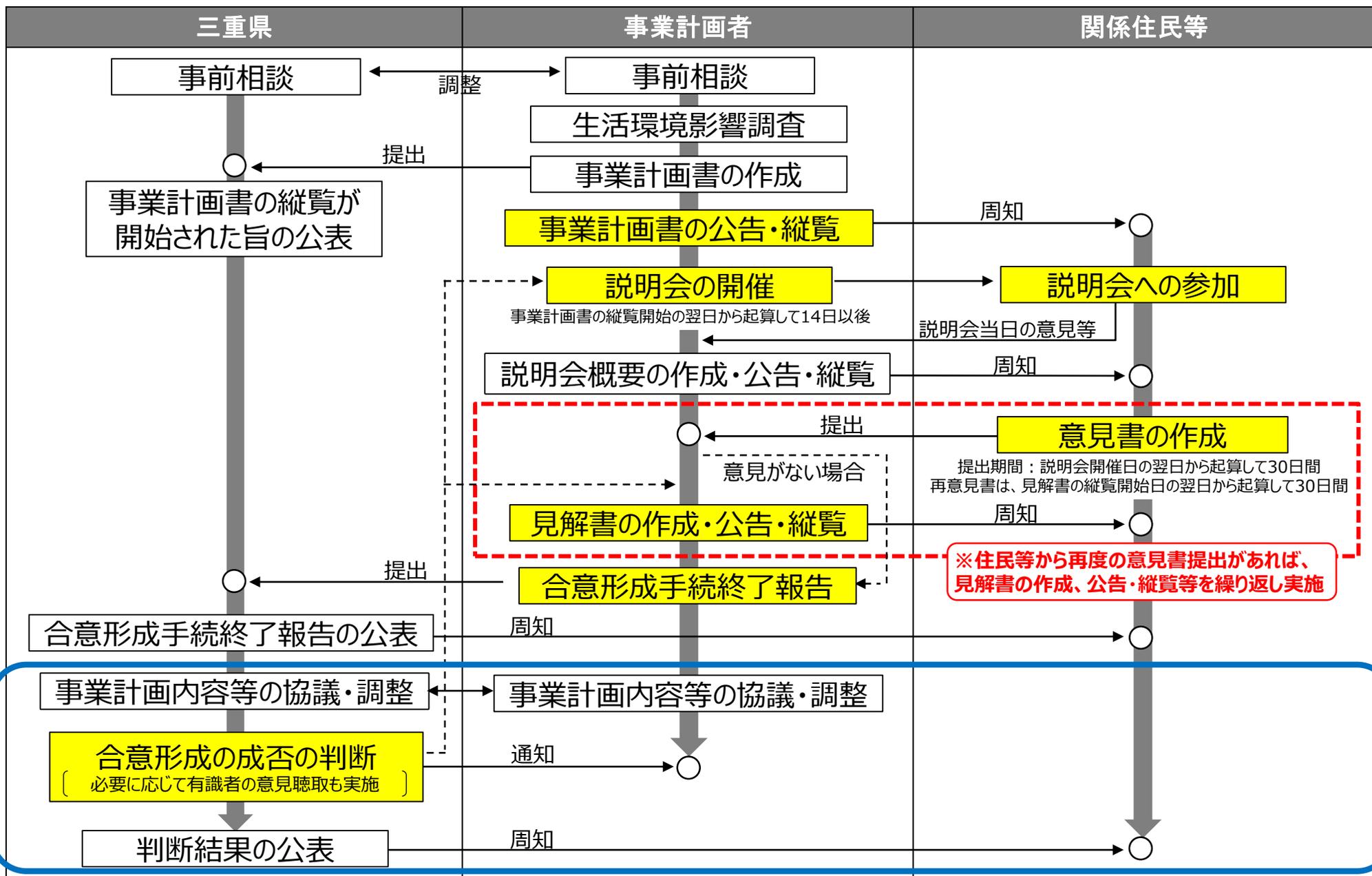
第二十六条 事業計画者は、第二十一条から前条までの規定による手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは、その旨の書面（合意形成手続終了報告書）を規則で定めるところにより知事に提出することができる。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (6)

【解説】

- ☑ 事業計画者は、関係住民等からの意見等に対する見解書を作成の上、公告し、手続終了までの間、縦覧に供するほか、インターネットの利用により公表する必要があります。
- ☑ 関係住民等は、見解書の縦覧開始日の翌日から起算して30日を経過する日までに、当該見解書について、再度、意見書を事業計画者に提出できます。
- ☑ 関係住民等から再意見書が提出があった場合は、見解書の作成等の手続を繰り返し実施する必要があります。
- ☑ 事業計画者は、合意形成手続を適切に実施し、関係住民等との合意形成が図られたと判断した場合に、合意形成手続終了報告書を県に提出することができます。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例に基づく主な手続フロー



※上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

黄色背景：主要な手続き

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (7)

条例抜粋

(関係行政機関の長への照会等)

第二十七条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、当該合意形成手続終了報告書に係る産業廃棄物の処理施設の設置等に関し関係法令等を所掌している行政機関の長(関係行政機関の長)に、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の規定による照会の結果を踏まえ、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について、事業計画者と関係行政機関の長との協議又は調整が必要と認めるときは、当該事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画者は、前項の規定による通知があったときは、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

【解説】

- ☑ 事業計画者は、事業計画書等の内容に関して関係法令等との適合性について協議又は調整が必要と認められるとして、県から通知があった場合は、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、その結果を県に報告する必要があります。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (8)

条例抜粋

(手続終了等の通知)

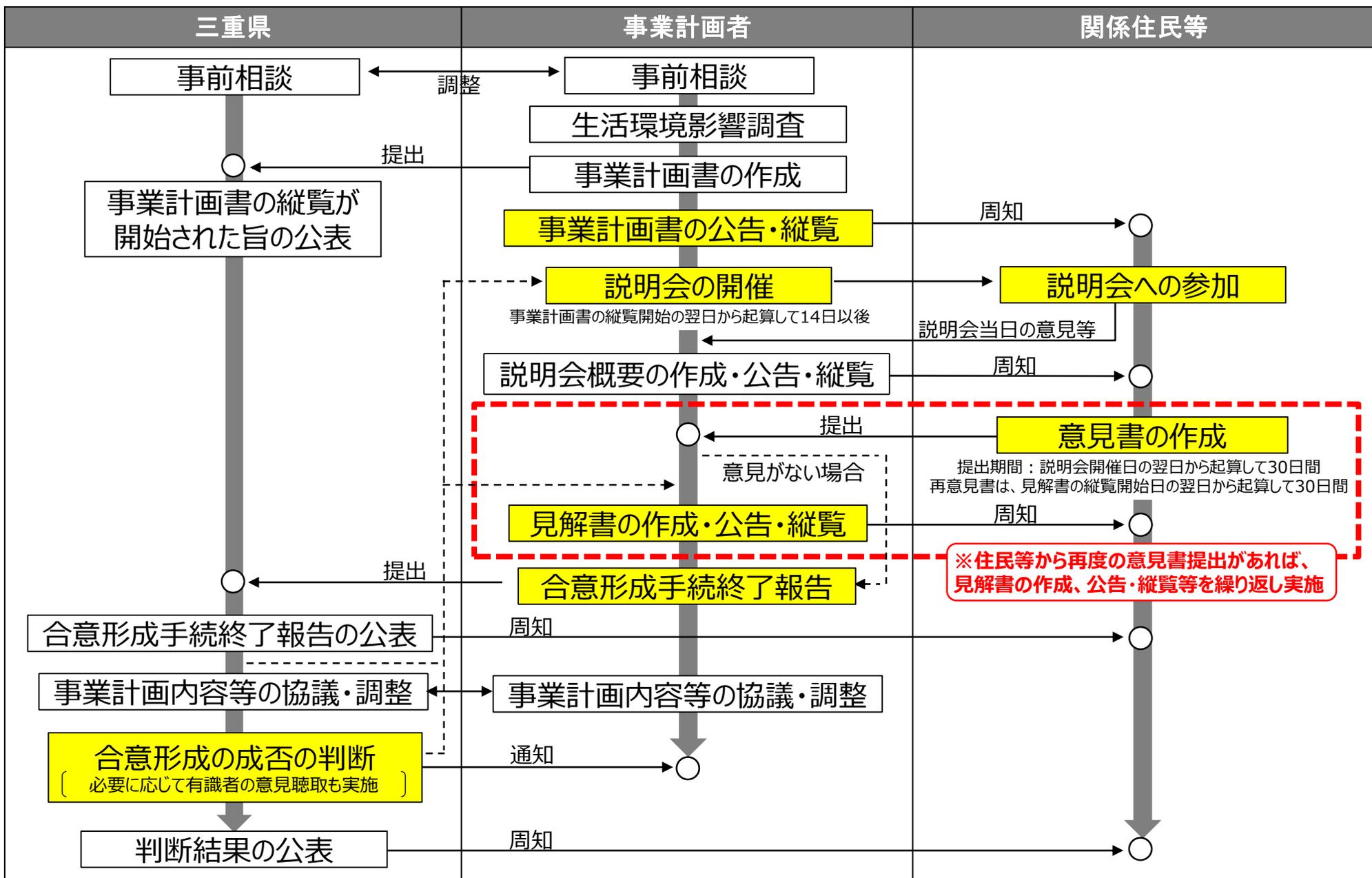
第二十八条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったとき（前条第二項の規定による通知をしたときは、同条第四項の規定による確認をしたとき）は、事業計画書及び合意形成手続終了報告書その他の書面に基づき、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査し、次の各号のいずれにも該当しないときは、合意形成手続が終了した旨を事業計画者及び関係行政機関の長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

- 一 第二十一条から前条までに規定する手続に関する事業計画者の取組が不十分であると認めるとき。
- 二 関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき。

【解説】

- ☑ 県は、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査した上で、事業計画者等に手続の終了を通知するとともに、その旨を公表します。
- ☑ 「取組が不十分であると認めるとき」や「関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき」は、手続きの再実施等が必要となります。

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例に基づく主な手続フロー



※上記の手続終了後、事業計画者は廃棄物処理法に基づく許可申請を行い、県が法の許可基準に沿って審査

黄色背景：主要な手続き

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (9)

条例抜粋

(適用除外)

第三十四条 次に掲げる施設の設置等については、この節の規定※は、適用しない。

- 一 化製場等に関する法律第三条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による届出に係る施設又は公有水面埋立法第二条第一項の免許を受けて埋立てをする場所に設置する施設
 - 二 道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
 - 三 国、地方公共団体若しくは法第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設又は既設の施設であって公共事業によりその構造、位置等を変更等するもの
- 2 知事は、規則で定めるところにより、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設について、その申請により、認定することができる。
- 3 前項の規定により認定された産業廃棄物の処理施設の設置等については、第二十条から第二十八条までの規定は、適用しない。

附則抜粋

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際産業廃棄物の処理施設の設置等について規則で定める手続を既に開始している場合において、当該手続を終了したと認められるときは、当該産業廃棄物の処理施設の設置等について新条例第二章第三節の規定※は、適用しない。

※改正条例第19条～34条（第2章第3節）の規定

4. 合意形成手続の見直し | 改正条例の内容 (10)

【解説】

- ☑ 第34条第1項各号に掲げる施設の設置等については、第2章第3節の規定（改正条例第19条～34条）は適用されません。ただし、第34条第1項第2号の規定は、排出事業所内で中間処理を行う場合（工事現場内で建設系廃棄物の処理を行う場合など）に限られます。
- ☑ 第34条第2項の「その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設」とは、以下のイからハを基本とし、申請内容や地域の実情等に応じて個別に認定します。
 - イ 施設の更新であって更新に伴い周辺環境へ与える影響が同じか低減される場合であり、処理能力が増大する場合は10%未満の増加である場合
 - ロ 処理施設が都市計画法第9条第13号に定める工業専用地域等に設置され、かつ周辺地域の生活影響への影響を勘案しても支障がない場合
 - ハ 再資源化のみを目的とした施設の設置等であり、周辺環境への影響に対して十分な配慮がなされたものである場合（処理後物が一般的に再生資源として流通していること等を前提とする）
- ☑ 改正条例の施行の日（令和2年10月1日）より前に三重県産業廃棄物処理指導要綱第8条、第9条第2項から第4項まで及び第10条から第16条までの規定による手続を開始し、この条例の施行後にこれらの手続をすべて終了したときは、第2章第3節の規定（改正条例第19条～34条）は、適用されません。なお、指導要綱第9条第1項の手続（事業計画周知計画書の提出）のみを開始している場合は、附則の対象にはなりません。

産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者責任の徹底

① 処分委託する場合の確認

- 委託先の实地確認等と不適正処理を知ったときの報告

【第7条】

保管と称した産廃の放置

② 保管場所に係る届出

- 産廃の発生場所以外での保管場所の届出

【第8条】



県外産廃の搬入に対する住民の不安

③ 県内搬入に係る届出

- 県内へ産廃を搬入するときの届出
- 指定特管産廃の県内搬入に係る公表

【第9条-12条】



建設系廃棄物の不法投棄

④ 解体工事に伴う産廃に係る説明等

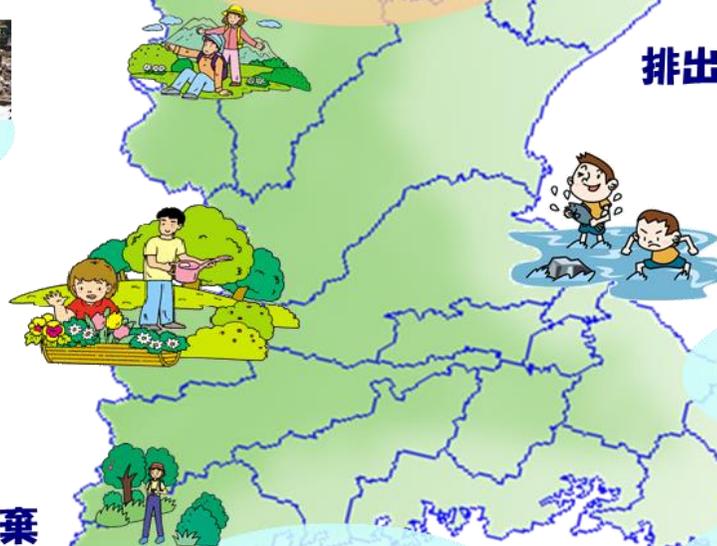
- 元請業者に対する発注者への説明規定
- 発注者の役割

【第13条・14条】

<各主体の責務の明確化>

- 県、事業者、産廃処理業者、土地所有者の責務を規定

【第3条-6条】



⑤ 土地所有者の義務

- 所有地の使用方法等の確認
- 不適正処理発生時の措置
- 土地所有者等への指導規定

【第15条-18条】

管理が行き届いていない土地における不適正処理

PCB廃棄物の安易な紛失

⑨ PCBの適正管理

- 紛失・事故発生時の措置、届出等
- 届出内容の公表

【第37条-39条】



PCB含有廃コンデンサ

排出事業者責任徹底のための情報提供

⑧ 行政処分等の公表

- 命令、許可の取消内容の公表

【第36条】

⑦ 処理状況等の透明化

- 産廃処理業者の実績報告と公表

【第35条】

産廃処理に対する住民の不安感

⑥ 処理施設の設置等に係る配慮等

- 産廃処理施設の設置等に係る計画段階からの地域住民との合意形成

【第19条-34条】



産業廃棄物の適正処理の推進

<各主体の責務の明確化>

PCB廃棄物の安易な紛失



PCB含有廃
コンデンサ
等

排出事業者責任の徹底

① 処分委託する場合の確認

- 委託先の実地確認等と不適正処理を知ったときの報告

【第7条】

優良認定処理業者（優良認定取得後に特定不利益処分を受けていない者に限る）に委託する場合の規制を合理化

- ・ 間接的な方法による確認を追加

保管と称した産廃の放置

② 保管場所に係る届出

- 産廃の発生場所以外での保管場所の届出

【第8条】



情報提供

行政地方等の公表

- 命令、許可の取消内容の公表

明化
告と公表

産廃処理に対する
住民の不安感



県外産廃の搬入に対する住民の不安

③ 県内搬入に係る届出

- 県内へ産廃を搬入するときの届出
- 指定特管産廃の県内搬入に係る公表

【第9条-12条】

優良認定処理業者（優良認定取得後に特定不利益処分を受けていない者に限る）に委託する場合の規制を合理化

- ・ 県内搬入届出が必要となる数量を引き上げ

建設系廃棄物の不法投棄

④ 解体工事に伴う産廃に係る説明等

- 元請業者に対する発注者への説明規定
- 発注者の役割

【第13条・14条】

⑤ 土地所有者の義務

- 所有地の使用方法等の確認
不適正処理発生時の措置
- 土地所有者等への指導規定

【第15条-18条】

管理が行き届いていない
土地における不適正処理

⑥ 処理施設の設置等に係る配慮等

- 産廃処理施設の設置等に係る計画段階からの地域住民との合意形成

【第19条-34条】

産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者責任の徹底

① 処分委託する場合の確認

- 委託先の实地確認等と不適正処理を知ったときの報告

【第7条】

保管と称した産廃の放置

② 保管場所に係る届出

- 産廃の発生場所以外での保管場所の届出

【第8条】



<各主体の責務の明確化>

- 県、事業者、産廃処理業者、土地所有者の責務を規定

【第3条-6条】



PCB廃棄物の安易な紛失

⑨ PCBの適正管理

- 紛失・事故発生時の措置、届出等
- 届出内容の公表

【第37条-39条】



PCB含有廃
コンデンサ

排出事業者責任徹底のための情報提供

⑧ 行政処分等の公表

- 命令、許可の取消内容の公表

【第36条】

状況等の透明化

処理業者の実績報告と公表

【第35条】

産廃処理に対する 住民の不安感



県外産廃の搬入に対する住民

③ 県内搬入に係る届出

- 県内へ産廃を搬入するときの
- 指定特管産廃の県内搬入に係る

【第9条-12条】



解体工事の元請業者（排出事業者）に対して、
工事に伴い生じる産業廃棄物の処理計画や処理
結果を発注者に書面で説明することを義務付け

建設系廃棄物の不法投

④ 解体工事に伴う 産廃に係る説明等

- 元請業者に対する発注者
への説明規定
- 発注者の役割

【第13条・14条】

⑤ 土地所有者の義務

- 所有地の使用方法等の確認
不適正処理発生時の措置
- 土地所有者等への指導規定

【第15条-18条】

管理が行き届いていない
土地における不適正処理

⑥ 処理施設の設置等 に係る配慮等

- 産廃処理施設の設置等に
係る計画段階からの地域
住民との合意形成

【第19条-34条】

産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者責任の徹底

① 処分委託する場合の確認

- 委託先の实地確認等と不適正処理を知ったときの報告

【第7条】

保管と称した産廃の放置

② 保管場所に係る届出

- 産廃の発生場所以外での保管場所の届出

【第8条】



<各主体の責務の明確化>

- 県、事業者、産廃処理業者、土地所有者の責務を規定

【第3条-6条】



PCB廃棄物の安易な紛失

⑨ PCBの適正管理

- 紛失・事故発生時の措置、届出等
- 届出内容の公表

【第37条-39条】



PCB含有廃
コンデンサ

排出事業者責任徹底のための情報提供

⑧ 行政処分等の公表

- 命令、許可の取消内容の公表

【第36条】

県外産廃の搬入に対する住民の不安

③ 県内搬入に係る届出

- 県内へ産廃を搬入する場合の届出
- 指定特管産廃の県内搬入

【第9条-12条】

不法投棄の拡大や悪化が懸念される場合には、県が土地所有者等に対して必要な措置を講ずるよう指導できる規定を追加

状況等の透明化
業者の実績報告と公表
【第35条】



建設系廃棄物の不法投棄

④ 解体工事に伴う産廃に係る説明等

- 元請業者に対する発注者への説明規定
- 発注者の役割

【第13条・14条】

⑤ 土地所有者の義務

- 所有地の使用方法等の確認
- 不適正処理発生時の措置
- 土地所有者等への指導規定

【第15条-18条】

管理が行き届いていない土地における不適正処理

⑥ 処理施設の設置等に係る配慮等

- 産廃処理施設の設置等に係る計画段階からの地域住民との合意形成

【第19条-34条】



産廃処理に対する住民の不安感

産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者責任の徹底

① 処分委託する場合の確認

- 委託先の实地確認等と不適正処理を知ったときの報告

【第7条】

保管と称した産廃の放置

② 保管場所に係る届出

- 産廃の発生場所以外で

【第8条】



県外産廃の搬入に対する

③ 県内搬入に係る

- 県内へ産廃を搬入する
- 指定特管産廃の県内

【第9条-12条】



建設系廃棄物の不法投棄

④ 解体工事に伴う産廃に係る説明等

- 元請業者に対する発注者への説明規定
- 発注者の役割

【第13条・14条】

<各主体の責務の明確化>

- 県、事業者、産廃処理業者、土地所有者の責務を規定

【第3条-6条】



PCB廃棄物の安易な紛失

⑨ PCBの適正管理

- 紛失・事故発生時の措置、届出等
- 届出内容の公表

【第37条-39条】



PCB含有廃コンデンサ

排出事業者責任徹底のための情報提供

⑧ 行政処分等の公表

- 命、許可の取消内容の公表

【第36条】

事業計画者に対して、「事業計画書の公告・縦覧」、「説明会の開催」、「関係住民等からの意見に対する見解書の作成及び公告・縦覧」など、関係住民等との合意形成を図るための一連の手続の実施を義務付け

状況等の透明化

- 事業者の実績報告と公表

【第35条】

産廃処理に対する住民の不安感

⑥ 処理施設の設置等に係る配慮等

- 産廃処理施設の設置等に係る計画段階からの地域住民との合意形成

【第19条-34条】



⑤ 土地所有者の義務

- 所有地の使用方法等の確認
- 不適正処理発生時の措置
- 土地所有者等への指導規定

【第15条-18条】

管理が行き届いていない土地における不適正処理

現在位置: [トップページ](#) > [暮らし・環境](#) > [廃棄物とリサイクル](#) > [法律・条令・要綱等（廃棄物関係）](#) > [三重県産業廃棄物条例](#) > [三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正について](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [環境生活部](#) > [廃棄物・リサイクル課](#) > [廃棄物規制・審査班](#)

LINEで見る

印刷する

法律・条令・要綱等（廃棄物関係）

- [三重県産業廃棄物条例](#)
- [三重県産業廃棄物税条例](#)
- [三重県産業廃棄物処理指導要綱](#)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正について

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成21年4月施行）」（以下「条例」という。）について、施行後10年が経過し、この間に明らかになった課題等に対応するため、三重県環境審議会に条例改正のあり方について諮問し、令和2年1月15日付で同審議会から答申を受けました。これを受け、県では、令和2年3月に条例の改正を行い、令和2年10月1日から改正条例を施行することとしています。

○改正条例の内容

- ・ [改正後の条例及び施行規則（二段書き）](#)
- ・ [条例新旧対照表（令和2年3月24日三重県公報 抜粋）](#)
- ・ [施行規則新旧対照表（令和2年7月10日三重県公報 抜粋）](#)

○改正前の条例

- ・ [改正前の条例及び施行規則（二段書き）](#)

○三重県環境審議会からの答申

- ・ [三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について（答申）](#)

○改正条例に係る説明会を開催します。

- ・ [開催案内はこちら](#)

○建設工事関係者向けの「建設系廃棄物適正処理セミナー」を開催します。

- ・ [開催案内はこちら](#)

※改正条例について、解体工事の元請業者に対して新たに設けられた義務規定を中心に説明します。

改正条例に関する情報は、県HPに掲載しています

<HPアドレス：
<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>>





ご清聴ありがとうございました。

